
<http://www.incadat.com/> ref.: HC/E/USf 462

[22/01/2002; United States District Court for the Middle District of Florida,

Orlando Division; First Instance]

Gil v. Rodriguez, 184 F.Supp.2d 1221 (M.D.Fla.2002)

フロリダ中央区連邦地方裁判所オーランド部

2002年1月22日

地方裁判所判事：Presnell

R. Gil（申立人）対 **D. Rodriguez**（被申立人）の件

連邦地方裁判所判事：GREGORY A. PRESNELL

代理人：

申立人側：Thomas M. Burke 氏（フロリダ州オーランド Holland & Knight）

被申立人側：Hernan Cores Rodriguez 氏（フロリダ州オーランド）

Presnell 判事：本訴訟は、**R.G.**（「申立人」）の子の返還の申立てにより提起された（書類1）。申立人は、子の母親 **D.R.**（「被申立人」）が両当事者の娘 **D.M.**（「**D**」）をベネズエラから不法に連れ去ったと主張した（書類1、2002年1月7日提訴）。」2002年1月16日、裁判所は本件の証拠調べを行った[脚注1]。

I. 背景

Dは1994年5月10日に出生した。申立人と被申立人は結婚しなかったが、両親は**D**の育児に積極的に関わってきた。**D**の生後6年間は、申立人、被申立人、**D**は断続的に一緒に住んでいた[脚注2]。この期間、申立人は**D**の生活のあらゆる面において積極的に関わっていた。申立人は**D**を毎日のように学校に迎えに行き、学校の活動に参加していた。申立人は**D**の通院に付き添っていた。申立人がもっぱら**D**の教育費、医療費、生活費を出していた。

2000年7月に、申立人、被申立人、Dはベネズエラのカラボボ州バレンシアのアパートに引っ越した。このアパートの大家であるA.S.M.氏の証言等の反論の余地のない証拠により、申立人、被申立人、Dは家族としてこのアパートに10ヶ月間住んでいたことが立証された。

2001年4月27日、被申立人はDを学校まで送った。被申立人は申立人に、Dを被申立人の母親の家に連れて行く予定であるため、学校に迎えに行く必要はないと注意した。その後すぐに、申立人は、D及び被申立人の所持品の多くが一家の家からなくなっていることに気付いた。申立人は被申立人に電話したが、被申立人の携帯電話は不通になっていた。申立人は被申立人の母親の家を訪問したが、全員不在であった。2001年5月3日、申立人は地元空港を訪れ、被申立人とDがフロリダ州マイアミへ発ったことを知った。申立人は、被申立人の家族がフロリダにいることを知り、Dの居場所の件で連絡を取ることを試みた。被申立人の親戚の1人と話すことができたが、Dの居場所は明らかにしなかった。

2001年6月24日又は25日に、被申立人は申立人に電話し、被申立人とDはフロリダにいることを知らせ、訪ねてくるよう伝えた。2001年6月28日に申立人が指定された面会場所に到着した時、フロリダ州法執行官は、被申立人により提起された家庭内暴力保護のための仮差し止め命令を申立人に出した(書類14、証拠書類8)。2001年7月9日に、申立人と被申立人は巡回裁判所に出廷した。巡回裁判所は、申立人に対する訴訟を管轄権がないとして棄却した。(同書類)申立人はDに会うことなくベネズエラに帰国した。

帰国すると、申立人は私立探偵を雇い、私立探偵により、最終的にDと被申立人はフロリダ州キシミーに居住していることを突き止めた。2001年12月22日に、申立人はついにDの居場所を知った。その間に、申立人は、ベネズエラにおいて、監護権を明確にするための手続を開始した。ベネズエラ控訴院は、申立人の申立てを、Dに対する監護権を所有していないとして破棄した(同書類、証拠種類12)。ベネズエラ控訴裁判所はこの決定を無効とし、当該事件を上位裁判所に差し戻した(同書類)。

II. 法

米国連邦議会は、国際的な子の奪取救済法（「ICARA」）を制定し、米国及びベネズエラが締約国となっている条約である、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（「ハーグ条約」）を履行する。合衆国法典第 42 編第 11601 条 (b)(1)（2001 年 West 社）。ハーグ条約は、次のことを目的とする。1) いずれかの締約国に不法に連れ去られ、又は留置されている子の迅速な返還を確保すること。2) 一の締約国の法令に基づく監護の権利又は接触の権利が他の締約国において効果的に尊重されることを確保すること。1980 年 10 月 25 日制定、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約第 1 条 a～b、T.I.A.S.番号 11670、1988 WL 411501 参照。また、ハーグ条約は、奪取以前の現状を取り戻すこと及び両親がより同情的な裁判所を求めて国境を超えることを阻止することに努めている。Lops 氏対 Lops 氏、140 F.3d 927, 936（1998 年第 11 巡回区）参照。

ハーグ条約及び ICARA は、子が、申立人の監護権を侵害して常居所から連れ去られた場合に適用される。ハーグ条約第 3 条。申立人は、優位な証拠によって、1) 申し立てられた不法な連れ去りの日の直前の子の常居所が外国であること、2) 当該連れ去りは当該国の法令の下、申立人の監護権を侵害していること、及び 3) 当該申立人は申し立てられた不当な連れ去り時において当該子の監護権を行使していたことを証明することにより、一応の証拠のある不法な連れ去りの事件を立証する。合衆国法典第 42 編第 11603 条(e)(1)(A); Lops 氏、140 F.3d 936（ハーグ条約第 3 条を引用); Pesin 氏対 Osorio Rodriguez 氏、77 F. Supp. 2d 1277, 1284 (S.D. Fla 1999)、244 F.3d 1250, 1253 で確認（2001 年第 11 巡回区）。申立人の監護権は、法令の適用により、司法上若しくは行政上の決定により、又は私的な合意により生ずるものとする。ハーグ条約第 3 条。ハーグ条約の規定による不法に連れ去られた子は、条約で定められた例外が 1 つも適用されない場合には、迅速に返還されるものとする。合衆国法典第 42 編第 11601 条(a)(4)参照。

被申立人は、次のことを明白かつ確信を持つに足る証拠により証明することができる場合には、申立人に子を返還することを回避することができる。1) 返還により、「子が身体的又は精神的危害にさらされる、あるいは耐えられない状況に置かれること」、2) 当該子が返還に反対しており、反対することに足る十分な年齢で成熟している場合、又は 3) 返還が人権と自由の保護に関するアメリカの基本原則により認められない場合。同法第 11603 条(e)(2)。さらに、返還を回避するために、被申立人は、優位な証拠によって、1) 子の連れ去りから 1 年以上が経過しており、当該子が新しい環境になじんでいること、2) 申立人は実際には監護権を持っていないこと、又は 3) 申立人が連れ去りに同意又は黙認していることを証明することができる。同。

本裁判所は ICARA 訴訟の適切な裁判権を所有している（同 11603 条(a) ; Lops 氏、140 F.3d、936）。しかしながら、本裁判権は、奪取の申立の本案についての判断にのみ存在し、根底にある監護権の争議の検討には存在しない(Lops 氏、140 F.3d、936; ハーグ条約第 19 条)。

III. 論考

申立人及び被申立人は、D は 2001 年 5 月に連れ去られる前はベネズエラに常居所を有していたことを明記している(書類 15)。さらに、被申立人はハーグ条約及び ICARA のいずれの例外も行使しなかった。従って、申立人は、勝訴するために、優位な証拠によって、1) 被申立人による D の連れ去りは、ベネズエラ法律の下において申立人の監護権を侵害していること、及び 2) 申立人は D が連れ去られた時、D に対する監護権を行使していたことを証明しなければならない。申立人は立証責任を果たしている。

A. ベネズエラの監護権

2001 年 5 月に D をベネズエラから一方的に連れ去ったことにより、被申立人は、ベネズエラ法律の下において、申立人の監護権を侵害した [脚注 3]。ベネズエラ憲法は、子の父親及び母親は、子の養育、教育、扶養及び支援を行う共有のかつ取消不可能な義務を持つことを定めている。ベネズエラ共和国憲法第 76 条。ベネズエラ法律は、これらの責任及び義務を家長権（親権）と表現している。青少年保護基本法（以下「基本法」）第 1 章第 347 条参照。「家長権には当該家長権の対象となる子の後見及び代表を含み、また、子の財産の管理も含む。」同法第 1 章第 348 条。後見は同様に、「監護、物質的支援、警戒、道徳、学習指導・・・（略）。家長権の行使は、子との直接的な接触を必要とするため、居住地の決定力を必要とする。」と言及している（同法第 2 章第 358 条）。

明らかに、申立人は D に対する家長権を十分に行使していた。反論の余地のない証言により、申立人は、D の人生における有意義な側面の、ベネズエラからの連れ去りを除いたあらゆる点において、積極的かつ直接的に関わっていたことが立証された。申立人は、毎日のように、D を学校に迎えに行っており、就学の費用は申立人が支払っていた。さらに、申立人は、D が連れ去られる前の 10 ヶ月間、申立人、D、被申立人が住んでいたアパートの賃貸契約を結んでいた。確かに、申立人は、この期間、D の居住地の決定力を持っており、従って、ベネズエラ法律の下において、申立人の親権及び監護権を確立している。

B. 連れ去り時における監護権

被申立人が一方的に D をベネズエラから連れ去った時、申立人は監護権を行使していた。被申立人は、申立人は D の連れ去り時に監護権を所有していなかったと主張して、ほぼ基本法第 360 条にのみ依存した [脚注 4] [脚注 5]。基本的に、被申立人は、D は連れ去り時にまだ 7 歳になっていなかったため、被申立人が独占的に監護権を所有していたと主張する。

被申立人の第 360 条への依存は見当違いである。2001 年 5 月 31 日に、被申立人は、被申立人、申立人、D は全員同じアパートに住み、10 ヶ月暮らしていたことを認めた。被申立人は、D をフロリダへ連れ去った時、被申立人と申立人が別居していたとは一度も主張しなかった。実際、被申立人が、申立人に対する家庭内暴力差し止め命令の適用をフロリダ巡回裁判所に申請した際、被申立人は、偽りの場合には偽証罪に問われることを承知の上で、被申立人、申立人、D は 1 つの家で「家族のように」住んでいると請願書に署名した。従って、基本法第 360 条は本事件には適用されない [脚注 7]。

最終的に、被申立人は、D を連れ去った時、正式な監護協定が結ばれていなかったため、申立人は監護権を行使していなかったと主張している。本主張は、第 360 条の引き続きの解釈違いを具体化しており、また、監護権は正式な協定により確立される必要はなく、法令の適用により生ずるものであると明確に規定しているハーグ条約第 3 条を無視している。ハーグ条約第 3 条。被申立人の意見が支持された場合、正式な監護協定の当事者ではない親は子供を連れて逃げることができ、残された親は法的手段を取ることができないままにされることになる。ハーグ条約は、親がかかる衝撃的な行為に備えて法的文書を準備していることはまれであることを認識し、子が常居所を有していた国における監護権を保護する（同宣言第 1 条参照）。

IV. 結論

本事件の状況は、米国がハーグ条約及び ICARA を締結した理由の典型的な例を示している。申立人及び被申立人の D に対する監護権の解明のための正式な法廷はベネズエラにある。申立人は ICARA の下、次のことを証明することにより立証責任を果たしている。1) D は 2001 年 5 月 3 日に連れ去られる前はベネズエラに常居所を有していたこと、2) D を連れ去ることにより、ベネズエラの法律の下、被申立人は申立人の監護権を侵害したこと、及び 3) 申立人は D の連

れ去り時に監護権を所有していたこと。従って、D はベネズエラに返還されなければならない。

申立人と被申立人との明らかな個人的な争いであると認めると同時に、裁判所は、両当事者が娘に対する深い愛情と関心を持っていることを明確に見出した。両当事者は、これらの感情を最も良く反映し、D の精神的及び肉体的な安定を最重要事項とする方法で本命令を順守すべきである。従って、

以下のように判決を下す。

1. 申立人の子の返還を求める申立てを認容する。
2. 両当事者及びD は 2002 年 1 月 23 日午後 3 時 30 分に出廷し、D のベネズエラへの返還の手配について、子の最善の利益となるような方法において協議するものとする。被申立人はD を裁判所へ連れてくる責任を負う。
3. 両当事者がD をベネズエラに返還する計画において同意に達しない場合、裁判所は本判決にふさわしい追加命令を出す。
4. 裁判所が事前に出した移動制限及び面会に関する命令はすべて有効に存続する。

2002 年 1 月 22 日、フロリダ州オーランドにて実行及び命令された。

[脚注 1] 申立人の最初の提起から証拠調べまでの間に、裁判所は 2 つの命令を出した（書類 4、書類 9）。2002 年 1 月 8 日に、裁判所は被申立人に 2002 年 1 月 10 日の審問に出廷することを求める命令を出した。裁判所は、また、被申立人にパスポート及びその他旅行書類すべての引き渡しを命じた。（書類 4）

被申立人は、弁護士の代理により、裁判所命令に従い、答弁書を提出した。（書類 8）被申立人はD のパスポートも引き渡し、申立人は自分のパスポートを引き渡した。裁判所は両当事者にフロリダ中央区オーランド部から離れることを禁止する追加命令を出した。さらに、裁判所は、申立人とD の 3 回の面会を命じた。2 回の面会は被申立人の母親の監視下で行われ、1 回は監視なしで行われた（書類 9）。

[脚注 2] 申立人、被申立人、D が、1994 年 5 月から 2000 年 7 月までに、正確にどのくらいの頻度で同じ家に住んでいたかが争点となっている事実である。申立人は、D の生後 6 ヶ月間と被申立人が一方的に D を連れ去った 1998 年の 2 ヶ月半を除き、同居は継続していたと強く主張する。被申立人は、1996 年の 3 ヶ月間と 1999 年の 7 ヶ月間を除き、申立人とは別居していたと主張する。

[脚注 3] 裁判所は、青少年保護基本法の条項及びベネズエラ憲法の条項に司法的注目を置いた。さらに、裁判所は、監護問題に関して、ベネズエラ人の元連邦裁判所判事であるカラボガ大学の Leonardo D'Onofrio 教授から専門家証言を聞いた。

[脚注 4] 被申立人は、実際には、基本法の廃止版である第 264 条に依存した。第 264 条は第 360 条とは異なる言語を含んでいるが、同様の法的概念を包括している（書類 14、証拠書類 D）。

[脚注 5] 基本法第 360 条は次のように規定する。

最終離婚判決、物理的分離、婚姻無効の宣告の訴訟の場合、あるいは父親と母親が別居することとなる場合は、双方合意の上で、8 歳以上の子の後見人の責務をどちらが果たすかを決定する。7 歳以下の子は、母親が親権の法的保有者でない場合や、健康上あるいは安全上の理由により一時的又は無期限に母親から離れていることが子に最も適している場合を除き、母親と一緒に住むものとする。

父親と母親の間で、2 人のうちどちらが子の後見人の責務を果たすかについて合意が得られない場合、管轄権を有する裁判官が、2 人のどちらが責務を持つかを決定する（略）

基本法第 2 章第 360 条

[脚注 6] 証拠調べの間、被申立人は自分の署名を認め、宣誓の上、また、偽りの場合には偽証罪に問われることを承知の上で、書類に署名したことを認めた。しかしながら、被申立人は、裁判所職員が必要事項を記入したと主張した。

[脚注 7] しかしながら、裁判所は被申立人の第 360 条の解釈を退けた。本法は、ベネズエラ人の母親は、子の 7 歳の誕生日までは、ベネズエラ人の父親の監護権を、因果関係なくして、一方的に抹消することができるという提案を支持しない。